ACSES ニュースレター_２１２５号（2021 年 6 月 18 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（15 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・小中学校などで 900 人以上が下痢や腹痛 集団食中毒か 富山市／富山 930 人の集団食中毒の可能性 保健所が牛乳製造業者を調査〈放送報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・建設石綿、企業責任は国より重い　　原告ら追及方針、東京で集会〈Web 報道〉
・はじめに（労災レセプト電算処理システムの利用を検討している 労災保険指定医療機関等のみなさまへ）〈厚生労働省〉
・株式会社アップドラフトに対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島第2原発の廃炉開始を了承　　地元町長、東電社長に〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・中国、原発の燃料棒破損と発表　　放射性物質の濃度が上昇〈Web 報道〉
[大災害対策]
・気象庁、線状降水帯の形成を速報　　17 日午後 1 時から開始〈Web 報道〉
・予測しづらい季節、豪雨や熱中症に正しく備えよう　　梅雨到来、「顕著な大雨に関する気象情報」が出たら避難を〈Web 報道〉
・火災保険、10.9％値上げ　　災害増加で最大の目安改定〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 危険ドラッグの成分２物質を新たに指定薬物に指定～指定薬物等を定める省令を公布しました～〈厚生労働省〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 105 号）〈官報〉
[4] 健康安全
◇人工微粒子、細胞に有害活性酸素　肺の炎症原因に、名古屋大〈Web 報道〉
[5] 医薬品
◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 235 号）〈官報〉
◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 236 号）〈官報〉

栗（クリ）

[6] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　４件　　［公募結果、意見募集結果］　１件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　８件
[8] 海外の化学物質管理情報
○国際：１件　　○欧州：３件　　○米国：10 件　　○カナダ：１件　　○オーストラリア：１件
[9] その他
◇薬物関係：１件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2021 年 6 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024631/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210617_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：63 件
うち重大事故等として通知された事案：26 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年 6 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024627/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210617_02.pdf
1.事故情報(食中毒情報を除く。)：７件、2.リコール・自主回収情報:25件、3.食中毒情報：５件

・小中学校などで 900 人以上が下痢や腹痛 集団食中毒か 富山市
＜NHK　2021 年 6 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210617/k10013089851000.html
17 日、富山市内の複数の小中学校や保育施設で、下痢や腹痛などの症状を訴えて欠席したり、早退したりした子どもや教職員が 900 人以上にのぼりました。富山市は集団食中毒の可能性があるとみて、学校や保育施設の給食やおやつで共通して提供された牛乳などを詳しく調べています。
富山市教育委員会によりますと、17 日、富山市内の小中学校で下痢や腹痛、おう吐、発熱などの症状を訴えて、学校を欠席する児童や生徒が相次ぎ、午後 4 時の時点で欠席者は、教職員も含めて小学校 9 校、中学校 4 校で合わせて 392 人にのぼりました。
また、体調不良を訴えて 438 人の子どもが早退したということです。
一方、富山市こども保育課によりますと市内の 5 つの保育施設でも下痢や腹痛などの症状を訴えて欠席したり、早退したりした子どもが、午後 2 時の時点で合わせて 100 人となっています。
入院している人や重症者はいないということですが、欠席したり早退したりした人は合わせて 930 人にのぼっています。
富山市は集団食中毒の可能性があるとみて保健所に調査を依頼し、学校の給食や保育施設のおやつで共通して提供された牛乳などを詳しく調べています。
富山市教育委員会は夕方、記者会見を開き大久保秀俊事務局次長が「きのうからきょうにかけて下痢やおう吐などで苦しい思いをした児童や生徒、それに保護者には申し訳なく、1 日も早い回復を祈っている」と陳謝しました。

・富山 930 人の集団食中毒の可能性 保健所が牛乳製造業者を調査
＜NHK　2021 年 6 月 18 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210618/k10013090801000.html
17 日、富山市内の小中学校や保育所に通う子どもなど 930 人が下痢や腹痛などの症状を訴えた問題で、市の保健所は、集団食中毒の可能性があるとみて給食の牛乳を製造した業者に立ち入り調査を行うなどして原因を調べています。牛乳の製造業者は「思い当たることはないが、問題がなかったか調べている」と話しています。
富山市によりますと、17 日、市内の小中学校や保育所に通う子どもや教職員が下痢や腹痛、おう吐、発熱などの症状を訴え、930 人が欠席したり早退したりしました。いずれも症状は軽いということです。
市の保健所によりますと、症状を訴えた子どもたちが共通して口にしたのは 16 日、給食などで出された牛乳だけだったということです。
このため保健所は牛乳が原因の集団食中毒の可能性があるとみて、牛乳を製造した富山市内の業者の工場に立ち入り調査を行い、製造工程などに問題がなかったか詳しく調べています。
牛乳を製造した業者は出荷した牛乳を回収し、営業を自粛しているということで、NHK の取材に対し「思い当たることはないが、原因になるような問題がなかったか調べている」と話しています。
この業者は富山市内の医療機関などにも牛乳を納入していますが、今のところ小中学校や保育所以外で体調不良を訴えた人の報告はないということです。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**建設石綿**、企業責任は国より重い　　原告ら追及方針、東京で集会
＜共同通信　2021 年 6 月 16 日＞　https://nordot.app/777837127219953664?c=39546741839462401
　建設アスベスト（石綿）訴訟原告らが 16 日、被告の国との和解が実現する見通しとなったことを受けて東京・日比谷公園で集会を開いた。「建材メーカーの責任は国より重い」などと訴え、今後、石綿を含む建材を製造した企業の責任を追及し全面解決を目指す方針を確認した。
　原告や支援する労働組合関係者など計約 800 人が参加。夫正さんを 16 年、石綿が原因の「びまん性胸膜肥厚」で亡くした明智良子さんは「建材を作り続けた企業が憎い」と語り、謝罪を求めた。
　京都市の北村光子さん（78）も、夫晃朗さん＝当時（64）＝が肺がんで十数年前に他界。「企業の責任は国よりも重い」と指摘した。

・はじめに（労災レセプト電算処理システムの利用を検討している 労災保険指定医療機関等のみなさまへ）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 17 日＞
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptsystem/request-01.html
---

・株式会社アップドラフトに対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁　2021 年 6 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024604/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210617_01.pdf
消費者庁は、本日、株式会社アップドラフト(以下「アップドラフト」といいます。)に対し、同社が供給する「滝風イオンメディック」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会(公正取引委員会事務総局東北事務所)の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為(同法第５条第１号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第７条第１項の規定に基づき、措置命令を行いました。
「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本 News Release１ 件商品は２４００万ｉｏｎｓ/ｃｃ以上のマイナスイオンを発生させ、本 件商品を使用すれば、本件商品によって発生するマイナスイオンの作用に より、６畳から最大８０畳までの空間において、浮遊するインフルエンザ ウイルスを除去及び付着するインフルエンザウイルスを不活化する効果、 黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ菌、サルモネラ菌及びレジオネラ菌を除菌 する効果、アレルギー物質、浮遊ウイルスを分解、除去する効果並びに衣 類の付着臭を分解、除去する効果が得られるかのように示す表示をしてい た。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・福島第２原発の廃炉開始を了承　　地元町長、東電社長に

＜共同通信　2021 年６月 16 日＞　https://nordot.app/777736513214169088?c=39546741839462401

東京電力福島第２原発（福島県楢葉町、富岡町）全４基の廃炉を巡り、宮本皓一富岡町長は 16 日、町役場で東電の小早川智明社長に会い、作業開始を了承するとの回答書を手渡した。回答書では、廃炉完了までに全ての使用済み核燃料を県外へ搬出するよう具体的に検討することなどを要求。社長は「真摯に受け止め対応したい」と述べた。

松本幸英楢葉町長、内堀雅雄知事も同日了承する。東電は汚染調査や除染に着手し、2064 年度の廃炉完了を目指す。

第２原発 1～4 号機は東日本大震災で被災したものの過酷事故は免れた。しかし東電は廃炉を決定し、県と立地２町に作業開始の事前了解を求めていた。

[原子力施設全般]

・中国、原発の燃料棒破損と発表　　放射性物質の濃度が上昇

＜共同通信　2021 年６月 16 日＞　https://nordot.app/777831463246741504?c=39546741839462401

中国広東省の台山原発から放射性希ガスが大気中に放出されたと報じられた問題で、中国生態環境省は 16 日、同原発の燃料棒の破損により冷却材中の放射性物質の濃度が上昇したと発表した。情報公開を求める国際世論に押される形で、問題が起きていたことを初めて認めた。技術や安全面の基準は満たしていると強調した。

中国は海外メディアが報じるまで関連の情報を公表していなかった。中国は原発の拡大路線に傾いており、管理の不透明さに懸念が強まりそうだ。

発表によると、問題が起きたのは台山原発１号機の原子炉内で、６万本余りの燃料棒のうち「5 本前後」が破損した。

[大災害対策]

・気象庁、**線状降水帯の形成を速報**　　17 日午後１時から開始

＜共同通信　2021 年６月 16 日＞　https://nordot.app/777786965107392512?c=39546741839462401

気象庁は豪雨災害の一因とされる線状降水帯の形成を確認した際に速報する「顕著な大雨に関する気象情報」の運用を 17 日午後１時から始める。大雨・洪水警戒レベル（5 段階）でレベル４以上に相当する情報で、土砂災害や洪水に警戒を呼び掛ける。

新たな情報は、都道府県の地方ごとに気象レーダーなどによる解析雨量が一定の基準を超え、降水域帯（雨雲の分布）の形が「線状」になった場合などに発表。「非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている」と状況を解説し、災害から身を守るよう呼び掛ける。

速報から３時間後も降水帯が衰えていなかったり、新たに形成されたりした場合は再発表する。

・**予測しづらい季節、豪雨や熱中症に正しく備えよう**

梅雨到来、「顕著な大雨に関する気象情報」が出たら避難を

＜共同通信　2021 年６月 16 日＞　https://nordot.app/772325606910869504

西日本は記録的に早い梅雨入りとなった。九州北部と中国、四国が５月１５日、近畿、東海が同１６日で、平年より２０日以上早い。それから約１カ月遅れて、気象庁は関東甲信地方が「６月１４日に梅雨入りしたとみられる」と発表した。ここ１０年で最も遅い。東日本と西日本で大きく入梅時期の発表がずれる変則的な年となったが、ようやく本格的な梅雨となった。

梅雨は雨や曇りが続くだけではない。ここ数年は、後半に入ると豪雨被害が発生している。「線状降水帯」という言葉を耳にしたことがある方も多いだろう。熱中症になりやすい時期でもある。無防備でいると思わぬ被害に遭うこともある季節に、正しく備えたい。

・火災保険、10.9%値上げ　　災害増加で最大の目安改定
＜共同通信　2021 年 6 月 16 日＞　https://nordot.app/777825691279048704?c=39546741839462401
　損害保険各社でつくる損害保険料率算出機構は 16 日、火災保険の保険料を決める際の目安となる「参考純率」を全国平均で 10.9%引き上げると発表した。上げ幅は過去最大。台風や豪雨といった自然災害の被害が増え、保険金の支払い負担が大きくなっていることを踏まえた。損保各社は 2022 年度に火災保険料を値上げする見通し。
　実際の値上げ幅は各社が個別に判断する。参考純率は 18 年 6 月に平均 5.5%、19 年 10 月に平均 4.9%上がった。05 年の平均 8.7%がこれまでの最大だった。
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19341.html
・検疫所職員の新型コロナウイルス感染について
＜厚生労働省　2021 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19339.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年６月 17 日版）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19329.html
---

◇マスコミ報道　見出し
・五輪中、再宣言の可能性も
有観客は感染者 1 万人増
＜共同通信　2021 年 6 月 16 日＞　https://nordot.app/777716028630548480?c=39546741839462401
　厚生労働省に新型コロナウイルス対策を助言する専門家組織の会合が 16 日開かれ、感染力が強いインド株の影響が仮に小さかったとしても、7 月からの東京五輪期間中に緊急事態宣言が再度必要になる可能性があるとの試算が示された。まとめた国立感染症研究所や京都大などのチームは、観客ありで開催すると無観客開催よりも感染者が累計で 1 万人増える可能性があると明らかにした。
　専門家組織は、感染拡大が見られていた地域では減少傾向だが、人出の増加により減少の速度が鈍化する地域もあり「今後リバウンドが懸念される」との見解をまとめた。

[対策・予防]

・「宣言」7 都道府県“まん延防止”移行決定 沖縄は「宣言」延長
＜NHK　2021 年 6 月 17 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210617/k10013090031000.html?utm_int=all_side_ranking-access_002
新型コロナウイルス対策で、10 都道府県に出されている「緊急事態宣言」について、政府は、沖縄を除く 9 都道府県で解除し、このうち東京や大阪など 7 都道府県は「まん延防止等重点措置」に移行することを決定しました。
政府は午後 5 時すぎから、総理大臣官邸で新型コロナウイルス対策本部を開き、菅総理大臣をはじめ、西村経済再生担当大臣や田村厚生労働大臣らが出席しました。
そして、10 都道府県に出されている「緊急事態宣言」について、沖縄を除く 9 都道府県は期限の今月 20 日で解除し、このうち東京や大阪など 7 都道府県は、来月 11 日までの期間「まん延防止等重点措置」に移行することを決定しました。
宣言から重点措置への移行は、初めてとなります。
一方、沖縄については、医療提供体制が依然としてひっ迫していることから、宣言の期間を来月 11 日まで延長します。

「まん延防止等重点措置」適用の５県は
また「まん延防止等重点措置」が適用されている 5 県のうち、岐阜と三重は、期限の今月 20 日で解除する一方、埼玉、千葉、神奈川の 3 県は、来月 11 日まで期間を延長することも決定しました。

これによって、来月 11 日までの期間、宣言の対象地域は沖縄の 1 県に、重点措置の適用地域は、北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪、兵庫、京都、福岡の 10 都道府県になります。
このほか、重点措置の適用地域の飲食店に対し、午後 8 時までの営業短縮を引き続き要請したうえで、感染対策の徹底を前提として酒類の提供は午後 7 時まで可能とし、感染状況に応じて知事の判断で酒類の提供を停止できるなどとすることも決めました。

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 6 月 17 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの開発状況について
＜厚生労働省　2021 年 6 月 17 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00223.html
・希望する高齢者に対する新型コロナワクチン接種
＜厚生労働省　2021 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19331.html

・接種証明 7 月中旬受け付け　全国自治体で申請開始
＜共同通信　2021 年 6 月 17 日＞
政府は、新型コロナウイルスワクチンの接種歴を公的に証明する「ワクチンパスポート」について、7 月中旬にも全国の自治体で申請受け付けを開始する方向で調整に入った。所有者が海外に渡航した場合、入国後の隔離期間が免除や緩和となるよう各国と交渉を進める。政府関係者が 16 日、明らかにした。
正式名称は「新型コロナウイルスワクチン接種証明書」。氏名や生年月日、旅券番号といった項目のほか、ワクチンの種類やメーカー、接種日などを日本語と英語で記載する。
発行業務は予防接種法に基づく国からの法定受託事務として各自治体が担う。

◇大学等関係

・大学・職域、接種券なくても OK　作業負荷の心配も
＜朝日新聞　2021 年 6 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6J72DSP6JUTIL013.html
政府や都道府県が運営する大規模接種に市区町村が担う集団接種や個別接種、職場や大学での接種……。新型コロナウイルスワクチンの接種方法が多様化してきた。ただ、接種券の配布状況は自治体によってまちまち。その中で接種券の有無にかかわらず、接種を受けられる仕組みも本格化する。
16 日、神奈川県藤沢市の湘南工科大学。21 日から始まる接種を前に、会場となる学内のコミュニティーホールで手順を確認する「リハーサル」をした。医師の糸山祐理事長や看護師、受付や誘導などを担当する職員らが参加。学生役の職員が約 2 メートルの間隔をあけて一列で座り、打ち手が接種する手順を確認していた。
2 年生の信沢椋平さん（19）は、「こんなに早く打てるなんてびっくりした。接種が終われば、感染に対する心の負担が軽くなると思う。副反応への怖さはあるけれどメリットが上回るので打ちます」。1 年生の金子さやさん（18）は「高校 3 年生の青春をコロナに奪われたから、打った後はあのときの友達と遊びに行きたい。大学の授業でグループワークが増えることも楽しみ」と話した。
接種ペースを加速させるため、21 日から本格的にスタートする大学や企業での接種。従来の自治体が担う接種と異なるのは、自治体が発行する接種券がなくても受けられる点だ。
接種券は住民の接種履歴の管理に用いる。自治体は接種後に 18 桁の数字を国の接種記録システム（VRS）に入力している。接種を担う大学では、接種券が配布されていない学生の予診表を学内で保管。接種後に届く接種券を学生らに提出させ、後から VRS に入力するとしている。
ただ、大学側からは作業の負荷を心配する声も。接種券は住民票の住所に届くので実家などから取り寄せる必

要がある学生も一定数おり、提出漏れも起きかねない。届いた接種券のシールを予診票に一つひとつ貼る作業や、数字を読み取って入力する手間もある。

湘南工科大の担当者は「事務作業が増えそう。ミスがないように、予診表の欄外に学籍番号を書かせてチェックしたい」と語る。

・新型コロナワクチンへの若者の考えは？　長崎国際大学でシンポジウム
＜テレビ長崎　2021 年 6 月 17 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/197510
新型コロナワクチンの接種が進む中で、大学生などの若い世代に、自発的にワクチン接種をしてもらうにはどうしたらいいのか。
長崎国際大学で 16 日、シンポジウムが行われました。
長崎国際大学で行われたシンポジウムには、大学教授や職員など約 170 人が参加し、学生には、オンラインで配信です。
新型コロナワクチンの接種が進む中で、「若者が自発的にワクチンを打つ環境をどのように整備するか」をテーマに、討論が行われました。
出席者からは、先に接種をうけた家族など、身近な人から話を聞くことや、授業などを通して、ワクチンに対する理解の差を埋めていくことが有効ではないかという意見が出ました。
長崎国際大学の安東 学長は「ワクチン接種はもちろん強制ではないが、今後、日本が集団免疫を獲得する上で、行動半径が広い若者の協力は不可欠」と、話しました。
また、準備を進めている「職域接種」について、ワクチンが順調に確保でき、保管状況などが整えば、早ければ、来週月曜日（6 月 21 日）にも始めたいとしています。

・オンライン授業で「〇的画面」を共有...発覚の駒大が謝罪　講師「魔が差した」、大学「受講生のケアに努める」
＜J-CAST　2021 年 6 月 17 日＞　https://www.j-cast.com/2021/06/16413985.html

・居眠り学生にレーザーポインタ照射...　大阪府立大、外部講師の不祥事を謝罪「教育機関として許せるものではありません」
＜J-CAST　2021 年 6 月 13 日＞
https://www.j-cast.com/2019/06/13359941.html?cx_recsOrder=1&cx_recsWidget=articleBottom

---

◇マスコミ報道　見出し

・インド型（デルタ株）で英国は規制撤廃計画に遅れ 日本の備えは
＜NHK　2021 年 6 月 16 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20210616a.html

・診断半年後、１割に頭痛・脱毛　コロナ後遺症調査―厚労省研究班
＜時事ドットコム　2021 年 6 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021061600905&g=soc
新型コロナウイルス感染症の診断から半年が経過しても約１割の人が頭痛や脱毛の症状を訴えていることが１６日、厚生労働省研究班（代表・福永興壱慶応大教授）の中間報告で分かった。同日あった厚労省専門家組織の会合で公表された。
調査は昨年１月～今年２月に陽性が確認されて入院した５２２人（男性３２３人、女性１９９人）を対象に実施。入院時の年齢は５０代１１５人、６０代１１１人、７０代９１人などだった。
研究班は、診断後から退院までと、診断後６カ月の自覚症状をそれぞれ質問。６カ月後にも疲労感・倦怠（けんたい）感を訴えたのは２１％（診断後から退院までは６１％）だった。他にも味覚障害９％（同３８％）、嗅覚障害７％（同３７％）、頭痛９％（同３５％）、思考力・集中力の低下１１％（同２６％）、脱毛１０％（同１７％）などがあり、多くの人が半年後も後遺症に苦しむ現状が浮き彫りになった。３カ月後の症状も尋ねたが、ほとん

どの項目で６カ月後の割合と大差がなかった。

一方、後遺症の有無にかかわらず、約８割の人は診断から６カ月後には罹患（りかん）前の健康状態に戻ったと回答した。研究班は今後、後遺症が精神状態に与える影響についても解析する。

・倦怠感・手のしびれ…半年休職した女性「感染前の状態とは程遠い」、軽症でも残る後遺症

＜読売新聞　2021 年６月 17 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210617-OYT1T50046/

新型コロナウイルスの後遺症が感染時に軽症だった人たちにも表れている。療養後、強い倦怠（けんたい）感や嗅覚異常など様々な症状を理由に仕事や学校を長期間休まざるを得なくなったり、周囲に理解されずに孤立感を深めたりと、心身の不調が深刻化するケースもある。原因がはっきりしないために周囲の理解が不足しがちで、支援のあり方が課題となっている。

昨年１２月に感染した京都市の理学療法士の女性（２６）は、ひどい倦怠感に悩まされ、半年近く休職を余儀なくされている。「手のしびれも残っている」。今は福岡県糸島市の実家に戻ったが、２階の自室へ上がる階段がつらく、ほぼ終日、リビングで過ごす。

女性は感染時、２日間の高熱と嗅覚障害が出たが軽症だった。自宅療養となり、半月ほどで仕事に復帰。感染前と同様に高齢者宅への訪問リハビリをこなした。

異変が出たのは１週間後。強い倦怠感で利用者の体を支えられなくなり、仕事を休みがちになった。一人暮らしで家事ができず、２月から休職して糸島市の実家へ。その後、着替えなどの日常動作すら困難になった。食は細り、体重は１か月で４キロ落ちた。

３月、コロナ後遺症外来を開いている福岡市の「みらいクリニック」を受診。鼻の奥に感染の影響と思われるひどい炎症が見つかり、塗り薬などで治療した。少しずつ改善しているが、「感染前の元気な状態とは程遠い。好きな仕事だが退職も考えている」と話す。

同院は２月に後遺症外来を設置。これまでに１０～４０歳代を中心に約５０人が来院している。感染時は軽症・無症状者だった人が７割で、全体の８割に倦怠感、４割に嗅覚障害や鼻づまりがあった。集中力低下や脱毛、関節痛なども見られた。今井一彰院長（５０）は「症状や程度に個人差があるが、回復まで数か月以上かかるケースが多い」と説明する。

国立国際医療研究センター（東京）によると、回復後に表れる後遺症は「ウイルス後疲労症候群」と呼ばれ、確立した治療法は見つかっていない。「第４波」では変異ウイルスの影響で感染が拡大した若い世代も、症状に苦しんでいる。

福岡市の高校１年の女子生徒（１５）は、５月初旬に感染が判明。その時は発熱もなかった。ホテルで療養し自宅に戻ってから頭痛や倦怠感がひどくなり、現在まで登校できないまま。級友が「ずる休みをしてる」と書き込んだＳＮＳも見つけ、落ち込んだ。

学校からは「これ以上休むと内申に響く」と登校を促されている。保健所に相談したが具体的な支援はなく、最近やっと後遺症外来にたどり着いた。「勉強の遅れを取り戻せるのか、クラスになじめるのかと悩み、気分が沈む日々が続いている」と女子生徒は漏らす。

****

[3] 危険ドラッグの成分２物質を新たに指定薬物に指定
～指定薬物等を定める省令を公布しました～

＜厚生労働省　2021 年６月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00021.html

厚生労働省は、本日付けで別紙の２物質を新たに「指定薬物」（※１）として指定する省令（※２）を公布し、令和３年６月 27 日に施行することとしましたので、お知らせします。

新たに指定された２物質は、今年６月 16 日の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質であるため、早急に指定（※３）を行うこととなります。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

なお、これらの物質は、輸入時に新たに発見された物質や海外で流通している物質であり、厚生労働省は危険ドラッグが海外から輸入され、乱用されることのないよう水際（輸入）対策を強化していく方針です。

また、今後、インターネットによる販売も含め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく無承認無許可医薬品としての指導取締りも強化していく方針です。
危険ドラッグについては、販売、購入、輸入等をしないよう強く警告いたします。

※１　厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第 15 項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている（罰則：３年以下の懲役または 300 万円以下の罰金。業としての場合は５年以下の懲役または 500 万円以下の罰金）。
※２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第 105 号）
※３　部会において指定薬物とすることが適当とされた物質については、使用による健康被害等を防止するため、パブリックコメントの手続きを省略し、指定薬物として早急に指定することとしている。

別紙

https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000791456.pdf

新たに指定された指定薬物の名称

［物質１］　省令名：　Ｎ－｛１－［２－ヒドロキシ－２－（チオフェン－２－イル）エチル］ピペリジン－４－イル｝－Ｎ－フェニルプロパンアミド
通称等：　β-hydroxythiofentanyl
CAS番号：1474-34-6　＊

［物質２］　省令名：　メチル＝２－［１－（４－フルオロブチル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド］－３，３－ジメチルブタノアート
通称等：　4F-MDMB-BICA, 4F-MDMB-BUTICA
CAS番号：（調査中）＊

＊　ACSES 事務局調べ

◇<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 105 号）</u>

［官報］　令和３年６月 17 日　号外号外　第 49 号　1～2 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210617/20210617t00049/20210617t000490001f.html

○厚生労働省令第 105 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年６月 17 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全

性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～百五十八　（略） 百五十九　（略） 百六十　Ｎ－｛１－［２－ヒドロキシ－２－（チオフェン－２－イル）エチル］ピペリジン－４－イル｝－Ｎ－フェニルプロパンアミド及びその塩類 百六十一　（略） 百六十二～二百四十九　（略） 二百五十　（略） 二百五十一　メチル＝２－［１－（４－フルオロブチル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド］－３・３－ジメチルブタノアート及びその塩類 二百五十二　（略） 二百五十三～三百　（略）	性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～百五十八　（略） 百五十九　四－ヒドロキシ－Ｎ・Ｎ－ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類 （新設） 百六十　（１ＲＳ・３ＳＲ）－３－［２－ヒドロキシ－４－（２－メチルオクタン－２－イル）フェニル］シクロヘキサン－１－オール及びその塩類 百六十一～二百四十八　（略） 二百四十九　１－［（３－メチルフェニル）メチル］ピペラジン及びその塩類 （新設） 二百五十　メチル＝２－［１－（４－フルオロベンジル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド］－３・３－ジメチルブタノアート及びその塩類 二百五十一～二百九十八　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和三年厚生労働省令第十五号）第十四条の表改正前欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第一条中「二百九十六」を「二百九十八」に、「二百九十七」を「二百九十九」に、「二百九十八」を「三百」に改め、同表改正後欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第一条中「二百九十六」を「二百九十八」に、「二百九十七」を「二百九十九」に、「二百九十八」を「三百」に改める。

****

[4] ***健康安全***

◇人工微粒子、細胞に有害活性酸素　肺の炎症原因に、名古屋大

＜共同通信　2021 年 6 月 17 日＞　https://nordot.app/778048216281759744?c=39546741839462401

近年生産量が増加している人工微粒子を吸い込むと肺に炎症が起きる仕組みが分かったと、名古屋大と大阪府立大の研究チームが 17 日付の国際科学誌に発表した。細胞の中に取り込まれ分解されずに蓄積し、有害な活性酸素が発生していた。

微粒子の大きさが小さいほど炎症が悪化しやすいことが知られている。名古屋大病院の阪本考司病院助教は「発がん性が指摘されている PM2.5 でも同じ仕組みが働いているかどうかを調べたい」と話した。

チームは化学的に安定な微粒子「シリカ」に着目。直径 50 ナノ m の微粒子をマウスに吸い込ませ、3 日後に肺を調べると炎症の範囲が約 10 倍になっていた。

****

[5] ***医薬品等***

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 235 号）

［官報］ 令和３年６月 17 日 号外 第 137 号 1～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210617/20210617g00137/20210617g001370001f.html

---

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 236 号）

［官報］ 令和３年６月 17 日 号外 第 137 号 7～8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210617/20210617g00137/20210617g001370007f.html

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業)のうち、「再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業」の公募開始について

＜環境省 2021年6月17日＞ http://www.env.go.jp/press/109700.html

◇TCFDに沿った気候リスク・機会のシナリオ分析支援事業参加企業募集について

＜環境省 2021年6月17日＞ http://www.env.go.jp/press/109676.html

TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures、気候関連財務情報開示タスクフォース

◇令和3年度環境保全研究費補助金（イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業）に係る間接補助事業の公募について（公募要領）

＜環境省 2021年6月17日＞ http://www.env.go.jp/press/109658.html

◇令和２年度３次補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）の二次公募について

＜環境省 2021 年 6 月 17 日＞ http://www.env.go.jp/press/109682.html

[公募結果、意見募集結果]

◇令和２年度三次補正革新的な省CO2型感染症対策技術等の実用化加速のための実証事業（一次公募）の公募採択について

＜環境省 2021年6月17日＞ http://www.env.go.jp/press/109695.html

****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会（第821回）の開催について【6月22日開催】

＜内閣府 2021年6月17日＞ http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai821.html

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬１案件

農薬及び動物用医薬品４０品目の食品中の残留基準の設定

（厚生労働省からの説明）

（２）微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について

「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～鶏肉等における Campylobacter jejuni/coli～（改訂版）」に関する審議結果の報告について

（３）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「JPAN006 株を利用して生産されたリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・「JPAo003 株を利用して生産されたリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（４）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「フェナリモル」に係る食品健康影響評価について
・農薬「ベンタゾン」に係る食品健康影響評価について
・農薬「ホラムスルフロン」に係る食品健康影響評価について
・農薬「ＭＣＰＡ」に係る食品健康影響評価について
・動物用医薬品及び飼料添加物「バシトラシン」に係る食品健康影響評価について
・飼料添加物「安息香酸」に係る食品健康影響評価について
・飼料添加物「安息香酸を有効成分とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について
・飼料添加物「Trichoderma reesei JPTR003 株を用いて生産されたムラミダーゼ濃縮・精製物を原体とする飼料添加物製剤」に係る食品健康影響評価について
・遺伝子組換え食品等「JPAN005 株を利用して生産されたペクチナーゼ」に係る食品健康影響評価について
・薬剤耐性菌「家畜に使用するスルフォンアミド系合成抗菌剤」に係る食品健康影響評価について
（５）企画等専門調査会における審議結果について
・令和２度食品安全委員会運営状況報告書について
（６）その他
・農薬第五専門調査会（第9回）の開催について（非公開）【6月24日開催】　　Web会議
＜内閣府　2021年6月17日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai5_senmon_9.html
（１）農薬　（ペルメトリン、ペンシクロン）の食品健康影響評価について
（２）その他
・動物用医薬品専門調査会（第244回）の開催について【6月28日開催】
＜内閣府　2021年6月17日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_244.html
（１）動物用医薬品（塩化ジデシルジメチルアンモニウム）に係る食品健康影響評価について
（２）その他
・動物用医薬品専門調査会（第245回）の開催について（非公開）【6月28日開催】
＜内閣府　2021 年 6 月 17 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_245.html
（１）動物用医薬品（ルバベグロン）に係る食品健康影響評価について
（２）その他
・ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議（第1回）及び海域環境の監視測定タスクフォース（第1回）の開催について　　６月18日
＜環境省　2021年6月17日＞　http://www.env.go.jp/press/109693.html
ALPS処理水の海洋放出に係る海域モニタリング計画の検討における論点等について
・第 98 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会資料　　６月 18 日
＜厚生労働省　2021 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19337.html
（１）第 97 回労災保険部会 特別加入制度に係る主なご意見
（２）労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案の要綱等について（諮問）
（３）その他
・第２回日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案による規制等への影響評価に関する検討会（ペーパーレス）を開催します　　６月 22 日
＜厚生労働省　2021 年 6 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19328.html
（１）日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案に関する検討会からの報告
（２）日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案による規制等への影響評価
（３）その他

・第１回「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」の議題、委員、議事の公開についてお知らせします　　6月21日
＜経済産業省　2021年6月17日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210616007/20210616007.html?from=mj
・地方創生、経済産業・エネルギー政策の全体像
・今後の議論に向けた検討の視点
・立地自治体における地方版総合戦略等のポイント
・意見交換
・今後の進め方

****

[8] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE化学物質管理関連情報 第542号 2021年6月16日　から＞

〇国際

・International Uniform ChemicaL Information Database (IUCLID)
＜経済協力開発機構(OECD)　2021年6月9日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/risk-assessment/electronictoolsfordatasubmissionevaluationandexchangeintheoecdcooperativechemicalsassessmentprogramme.htm
OECDは、IUCLID version 6 のカスタマイズについて概説する「化学物質データ管理のためのIUCLIDのカスタマイズの機会に関する報告書－第2版」をリリースした。この版では、IUCLIDの機能とプロセスに関する最新情報を提供している。
Customisation Opportunities of IUCLID for the Management of Chemical Data - 2nd edition　→
https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/e1199efc-en.pdf?expires=1623276492&id=id&accname=guest&checksum=9F59C06051B1D1BACAB3FD4E9C4273DD

〇欧州

・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021年6月7日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
ECHAは、(3E)-dec-3-en-2-one (CAS RN 18402-84-1) およびオキシラン－２－イルメチル＝ネオデカノアート (CAS RN 26761-45-5) のCLP規則に基づく欧州調和分類と表示 (CLH) 案を公開し、2021/8/6までの意見募集を開始した。
・Chromium trioxide widely used in plating and surface treatment
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021年6月8日＞
https://echa.europa.eu/-/chromium-trioxide-widely-used-in-plating-and-surface-treatment
ECHAは、2021年5月までに欧州の事業者から三酸化クロムの使用に関する1,000件を超える届出を受け取っており、物質が機能性メッキや表面処理に幅広く使用されていることが確認されている。これは2020年12月の欧州委員会の決定を受け、ECHAに使用を届出することで、事業者が供給者に付与されている認可条件に適合しているかどうかを確認することになるもので、執行当局は、必要に応じて検査を実施できるようになったと報じている。
・TASK FORCE PUBLISHES SECOND OF FOUR REPORTS DEVELOPING SCIENCE-BASED TESTING STRATEGY FOR MATERNAL THYROID DISRUPTION
＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2021年6月9日＞
https://www.ecetoc.org/mediaroom/t4_aop/
ECETOCは、そのタスクフォースの4回シリーズの第2回目のレポート：母性の甲状腺ホルモンかく乱の科学ベースの試験戦略の開発に関するレポートが医学雑誌 Critical Reviews in Toxicology に掲載されたと報じている。

〇米国

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (20-5.B)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021年6月7日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/06/07/2021-11763/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-20-5b

EPA は、製造前届出（PMN）の対象となった特定の化学物質（20-5.B）に、TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する最終規則を官報公示した。この規則は 2021/8/6 に発効する。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (20-6.B)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 7 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/06/07/2021-11765/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-20-6b

EPA は、製造前届出（PMN）の対象となった特定の化学物質（20-6.B）に、TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する最終規則を官報公示した。この規則は 2021/8/6 に発効する。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (20-7.B)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 7 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/06/07/2021-11766/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-20-7b

EPA は、製造前届出（PMN）の対象となった特定の化学物質（20-7.B）に、TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する最終規則を官報公示した。この規則は 2021/8/6 に発効する。

・Modification of Significant New Uses of Certain Chemical Substances (20-2.M)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 7 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/06/07/2021-11768/modification-of-significant-new-uses-of-certain-chemical-substances-20-2m

EPA は、TSCA に基づき発行された特定の化学物質（20-2.M）に対する重要新規利用規則（SNUR）を変更する最終規則を官報公示した。この規則は重要新規利用届出（SNUN)提出が求められる特定の重要新規利用を追加の情報要件なしに許可するもので、2021/8/6 に発効する。

・EPA, Army Announce Intent to Revise Definition of WOTUS

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 9 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-army-announce-intent-revise-definition-wotus

EPA と陸軍省は、公衆衛生、環境保護、農業活動、および経済成長をサポートするため、国の重要な水資源をより良く保護するための「米国の水域」(WOTUS)の定義を改訂する意向を発表した。州、部族、地方政府、科学者、および NGO を含む幅広い利害関係者が、2020 年の「航行可能な水域の保護規則」の下での重要な水域への破壊的な影響を認識していると報じている。

・EPA Continues to Take Action on PFAS to Protect the Public

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 10 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-continues-take-action-pfas-protect-public

EPA は、公衆の保護のため、ペルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）に関する 3 つの重要な活動を発表した。(1) 2011 年以降、米国で製造された 1,000 種を超える PFAS に関する TSCA に基づくデータ収集規則(案)の発行、(2) 特定の長鎖 PFAS を制限する重要新規利用規則(SNUR)を弱体化するガイダンスの撤回、および (3) PFAS の 3 物質を有害化学物質排出目録制度（TRI）に正式に追加する最終規則の公表が含まれる。

・EPA to Reexamine Health Standards for Harmful Soot that Previous Administration Left Unchanged

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 10 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-reexamine-health-standards-harmful-soot-previous-administration-left-unchanged

EPA は、2012 年の粒子状物質（PM）の国家大気品質標準（NAAQS）を保持するとした前政権の 2020 年 12 月の決定を再検討すると発表した。大気浄化法（CAA）が求めているように、現在の基準は公衆衛生と福祉を保護するためには適切ではない可能性があると説明している。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (21-1.5e)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 11 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/06/11/2021-12147/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-21-15e

EPA は、製造前届出（PMN）の対象となった特定の化学物質（21-1.5e）に、TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する提案規則を官報公示した。この提案規則への意見提出は 2021/7/12 まで。

・Addition of 1-Bromopropane to Clean Air Act Section 112 HAP List

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 11 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/06/11/2021-12287/addition-of-1-bromopropane-to-clean-air-act-section-112-hap-list

EPA は、大気浄化法（CAA）に基づく有害大気汚染物質（HAP）のリストに 1-ブロモプロパン（1-BP）を追加するという請願を認めており、1-BP を HAP のリストに追加する提案規則の事前通知（ANPR）を官報公示した。追加されれば、1990 年の CAA 改正で HAP リストが作成されて以来、物質がリストに追加される初めてのケースとなる。この事前通知への意見提出は 2021/7/26 まで。

・アメリカ環境保護庁、ラドンが引き起こす肺ガン死を防ぐ行動計画の進捗を報告（発表日：2021/5/20）

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 6 月 8 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=45457&oversea=1

標記記事が掲載された。

○カナダ

・Federal Environmental Quality Guidelines (FEQGs) What FEQGs have been published?

＜カナダ　2021 年 6 月 11 日＞

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/fact-sheets/federal-environmental-quality-guidelines.html#a6

カナダ政府は、シロキサン D４、セレン、およびアルミニウムの連邦環境品質ガイドライン（FEQG）の 3 草案を公開し、それぞれ 2021/8/11 までの意見募集を開始した。

○オーストラリア

・Business, hobby or personal use - understanding the differences

＜オーストラリア　2021 年 6 月 11 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/business-hobby-or-personal-use-understanding-differences

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、化学品の製造や輸入の登録が必要な商業用途と、登録が必要でない趣味または個人使用の違いを判り易く説明したウェブページを開設した。

Business, hobby or personal use　→

https://www.industrialchemicals.gov.au/business/getting-started-registration-importing-and-manufacturing/what-registration-and-who-must-register/business-hobby-or-personal-use

****

[9] ***その他***

◇*薬物関係*

・薬物乱用防止に関する情報

＜厚生労働省　2021 年 6 月 17 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

********** 以上 **********